

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方 Ⅱ－１－５ 監督部局間の連携 （１） （略） （２） 管轄財務局長との連絡調整 ①～④ （略） ⑤ 金融庁長官又は財務局長は、自らが所管する金融商品取引業者等のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在する金融商品仲介業者等（金融商品仲介業者及び金融サービス仲介業者（<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>（以下「金融サービス提供法」という。）第 11 条第 6 項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第 4 項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に業務の委託を行っている金融商品取引業者等がある場合においては、当該金融商品仲介業者等を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。 Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編） Ⅲ－２－１ 法令等遵守態勢	Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方 Ⅱ－１－５ 監督部局間の連携 （１） （略） （２） 管轄財務局長との連絡調整 ①～④ （略） ⑤ 金融庁長官又は財務局長は、自らが所管する金融商品取引業者等のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在する金融商品仲介業者等（金融商品仲介業者及び金融サービス仲介業者（<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>第 11 条第 6 項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第 4 項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）に業務の委託を行っている金融商品取引業者等がある場合においては、当該金融商品仲介業者等を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。 Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編） Ⅲ－２－１ 法令等遵守態勢

改正後	現行
Ⅲ－２－２ 金融商品事故等に対する監督上の対応 Ⅲ－２－３ <u>顧客の最善の利益の確保</u> Ⅲ－２－３－１ <u>顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービス提供法第２条）</u> （１）主な着眼点 <u>金融商品取引業者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、金融商品取引業者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</u> （２）監督手法・対応 <u>日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融商品取引業者の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第５６条の２第１項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第５１条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行</u>	Ⅲ－２－２ 金融商品事故等に対する監督上の対応 （新設） （新設）

改正後	現行
<u>うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u> <u>Ⅲ－２－３－２ 勧誘・説明態勢</u> <u>Ⅲ－２－３－２－１ 適合性原則</u> <u>Ⅲ－２－３－２－２～Ⅲ－２－３－２－３</u> (略) <u>Ⅲ－２－３－２－４ 顧客に対する説明態勢</u> (略) (１) (略) (２) 説明書類に係る留意事項 ① 金商法第 46 条の 4 又は第 47 条の 3 に規定する説明書類（<u>Ⅲ－２－３－２－４（２）</u>及びⅤ－２－２－２（２）において「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。 ② (略) Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－１ 経営管理（第一種金融商品取引業） Ⅳ－１－３ 利益相反管理体制の整備 (１) 利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方 金融機関の提供するサービスの多様化や、業態を跨ぐ形での	<u>Ⅲ－２－３ 勧誘・説明態勢</u> <u>Ⅲ－２－３－１ 適合性原則・誠実公正義務</u> <u>Ⅲ－２－３－２～Ⅲ－２－３－３</u> (略) <u>Ⅲ－２－３－４ 顧客に対する説明態勢</u> (略) (１) (略) (２) 説明書類に係る留意事項 ① 金商法第 46 条の 4 又は第 47 条の 3 に規定する説明書類（<u>Ⅲ－２－３－４（２）</u>、<u>Ⅲ－３－１（10）</u>及びⅤ－２－２－２（２）において「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。 ② (略) Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－１ 経営管理（第一種金融商品取引業） Ⅳ－１－３ 利益相反管理体制の整備 (１) 利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方 金融機関の提供するサービスの多様化や、業態を跨ぐ形での

改正後	現行
国際的なグループ化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている。こうした状況を踏まえ、証券会社等（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者をいう。以下同じ。）においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、各証券会社等及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。 こうしたことから、<u>金商法第36条第1項</u>に基づき、証券会社等が自社及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。 なお、証券会社等は、一定の条件の下で、その親法人等又は子法人等（以下「親子法人等」という。）との間で非公開情報の授受を行うことが認められている。これを踏まえ、当該証券会社等及びその金融グループ内において行う全ての業務（金融商品取引業以外の業務を含む。）に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、その際には、顧客の利益を直接的に害するおそれ以外にも、証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスク（社会的評価又は金融市場における信用が傷つくリスクをいう。以下同じ。）が顕在化するおそれにも留意した経営管理が行われることが望ましい。 一方、証券会社等のグループ会社の中には、当該証券会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏	国際的なグループ化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている。こうした状況を踏まえ、証券会社等（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者をいう。以下同じ。）においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、各証券会社等及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。 こうしたことから、<u>金商法第36条第2項</u>に基づき、証券会社等が自社及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。 なお、証券会社等は、一定の条件の下で、その親法人等又は子法人等（以下「親子法人等」という。）との間で非公開情報の授受を行うことが認められている。これを踏まえ、当該証券会社等及びその金融グループ内において行う全ての業務（金融商品取引業以外の業務を含む。）に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、その際には、顧客の利益を直接的に害するおそれ以外にも、証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスク（社会的評価又は金融市場における信用が傷つくリスクをいう。以下同じ。）が顕在化するおそれにも留意した経営管理が行われることが望ましい。 一方、証券会社等のグループ会社の中には、当該証券会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏

改正後	現行
まえば、証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。また、証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。このように、証券会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。 また、証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合には、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。 これらを踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。 (2) ～ (6) (略)	まえば、証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。また、証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。このように、証券会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。 また、証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合には、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。 これらを踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。 (2) ～ (6) (略)
IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV－3－5 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性 IV－3－5－2 電子募集取扱業務の適切性 金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（金商法施行令第15条の4の2第1項に規定するものを除く。IV－3－5及びV－2－	IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV－3－5 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性 IV－3－5－2 電子募集取扱業務の適切性 金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（金商法施行令第15条の4の2に規定するものを除く。IV－3－5及びV－2－4にお

改正後	現行
4において同じ。)について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。 IV－3－5－2－2 投資者保護のための情報提供 <u>電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第146条の2第3項に規定する事項を、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページ（当該業者が外部委託する場合を含む。IV－3－5及びV－2－4において同じ。）で投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</u>	いて同じ。)について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。 IV－3－5－2－2 投資者保護のための情報提供 <u>電子募集取扱業務を行うにあたっては、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項について、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページ（当該業者が外部委託する場合を含む。IV－3－5及びV－2－4において同じ。）で投資者が閲覧することができる状態に置くことが必要とされている。このため、電子募集取扱業務については、以下の点に留意する。</u> <u>（1）商号等の表示</u> <u>電子募集取扱業務を行うにあたって、金商法第36条の2第1項の規定により同項の標識に表示されるべき事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。また、第一種少額電子募集取扱業者（金商法第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）にあつては金商法第29条の4の2第8項に規定する事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。</u> <u>（2）投資者の判断に重要な影響を与える事項の表示</u>

改正後	現行
①～③ （略） IV－3－5－3 電子申込型電子募集取扱業務等の適切性 IV－3－5－3－1 業務管理体制 （１）発行者の事業計画等に係る適切な審査 金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。さらに、事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されていること、及び、当該事業計画や発行者の財務状況に照らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる体制が整備されているか。 <u>加えて、親子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合にあっては、審査において、外部の有識者（過去 10 年以内に、当該審査を行う金融商品取引業者及びその親子法人等の役職員であった者を除く。）が関与することとなっている等、顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置がとられているか。</u> （２）目標募集額の設定及び応募額の取扱いに関する留意点 ① 金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する「目標募	<u>電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第 146 条の 2 第 3 項に規定する事項をホームページで投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</u> ①～③ （略） IV－3－5－3 電子申込型電子募集取扱業務等の適切性 IV－3－5－3－1 業務管理体制 （１）発行者の事業計画等に係る適切な審査 金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。さらに、事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されていること、及び、当該事業計画や発行者の財務状況に照らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる体制が整備されているか。 （２）目標募集額の設定及び応募額の取扱いに関する留意点 ① 金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する「目標募

改正後	現行
集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法」について、投資者に誤解を生じさせることのないように、わかりやすく明示することとしているか。例えば以下のような点に留意して検証することとする。 イ・ロ （略） ② 目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いる場合において、例えば、応募額が目標募集額に到達した段階で応募代金の振込先口座を通知するなど、金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する「目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金（これに類するものを含む。第 6 号及び第 83 条第 1 項第 6 号二において同じ。）の払込みを受けることがないことを確保するための措置」がとられているか。 （3）申込みの撤回等に関する留意点 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、相手方（<u>特定投資家（法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第 34 条の 3 第 4 項（法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。（3）において同じ。）を除く。（3）及び V-2-4-3-1（3）において同じ。）</u>）が有価証券の取得の申込みをした日から起算して 8 日を下らない期間が経過するまでの間（以下「申込撤回期間」という。）において、相手方が当該申込みの撤回又	集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法」について、投資者に誤解を生じさせることのないように、わかりやすく明示することとしているか。例えば以下のような点に留意して検証することとする。 イ・ロ （略） ② 目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いる場合において、例えば、応募額が目標募集額に到達した段階で応募代金の振込先口座を通知するなど、金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金（これに類するものを含む。第 7 号及び第 83 条第 1 項第 6 号二において同じ。）の払込みを受けることがないことを確保するための措置」がとられているか。 （3）申込みの撤回等に関する留意点 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、相手方が有価証券の取得の申込みをした日から起算して 8 日を下らない期間が経過するまでの間（以下「申込撤回期間」という。）において、相手方が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との契約の解除（以下「申込みの撤回等」という。）を行うことができることを確認するための措置がとられているか。 上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

改正後	現行
は当該申込みに係る発行者との契約の解除（以下「申込みの撤回等」という。）を行うことができることを確認するための措置がとられているか。 上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。 ① 申込撤回期間内は申込者（特定投資家を除く。<u>V-2-4-3-1（3）①</u>において同じ。）が無条件で申込みの撤回等を行えることとなっているか。例えば、申込みの撤回等があった場合において、電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者又は発行者が、その申込みの撤回等に伴う違約金（損害賠償、手数料等の名目の如何を問わない。）の支払を請求することができることになっていないか。 ② 投資者（特定投資家を除く。<u>V-2-4-3-1（3）②</u>において同じ。）に対して、申込撤回期間内は申込みの撤回等を行えること、及び、申込みの撤回等を行うために必要な事項（申込みの撤回等の方法、手続き、連絡先及び既に応募代金の払込みを受けている場合においてはその返金方法等）について明確に表示しているか。 （４） （略） IV-3-5-4 第一種少額電子募集取扱業務の適切性 第一種少額電子募集取扱業務（金商法第 29 条の 4 の 2 第 9 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（株券又は新株予約権証券（金	① 申込撤回期間内は申込者が無条件で申込みの撤回等を行えることとなっているか。例えば、申込みの撤回等があった場合において、電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者又は発行者が、その申込みの撤回等に伴う違約金（損害賠償、手数料等の名目の如何を問わない。）の支払を請求することができることになっていないか。 ② 投資者に対して、申込撤回期間内は申込みの撤回等を行えること、及び、申込みの撤回等を行うために必要な事項（申込みの撤回等の方法、手続き、連絡先及び既に応募代金の払込みを受けている場合においてはその返金方法等）について明確に表示しているか。 （４） （略） IV-3-5-4 第一種少額電子募集取扱業務の適切性 第一種少額電子募集取扱業務（金商法第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（株券又は新株予約権証券（金

改正後	現行
融商品取引所に上場されていないものに限り、金商法施行令第 15 条の 4 の 2 第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる有価証券を除く。)をいう。Ⅳ－3－5－4 において同じ。)の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第一種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、Ⅳ－3－5－2 及びⅣ－3－5－3 に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。 Ⅳ－3－5－4－1 勧誘・説明態勢 (1) 着眼点 第一種少額電子募集取扱業者(金商法第 29 条の 4 の 2 第 8 項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。)の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第 6 条の 2 各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘(例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。)を行うことはできない。従って、第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第 29 条の 4 の 2 の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。 (2) (略)	融商品取引所に上場されていないものに限り、金商法施行令第 15 条の 4 の 2 第 4 号及び第 5 号に掲げる有価証券を除く。)をいう。Ⅳ－3－5－4 において同じ。)の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第一種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、Ⅳ－3－5－2 及びⅣ－3－5－3 に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。 Ⅳ－3－5－4－1 勧誘・説明態勢 (1) 着眼点 第一種少額電子募集取扱業者の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第 6 条の 2 各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘(例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。)を行うことはできない。従って、第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第 29 条の 4 の 2 の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。 (2) (略)

改正後	現行
IV－3－5－4－2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点 (1) 基本的留意事項 第一種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。（2）及び（3）において同じ。）の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者（特定投資家を除く。（2）及び（3）において同じ。）が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。 上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。 ① 金商業等府令第16条の<u>2</u>第1項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第2条第8項第7号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか（発行している場合にはその具体的な発行価額）について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。 ② 金商業等府令第16条の<u>2</u>第2項の規定に基づく算定方法	IV－3－5－4－2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点 (1) 基本的留意事項 第一種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。（2）及び（3）において同じ。）の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者（特定投資家を除く。（2）及び（3）において同じ。）が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。 上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。 ① 金商業等府令第16条の<u>3</u>第1項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第2条第8項第7号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか（発行している場合にはその具体的な発行価額）について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。 ② 金商業等府令第16条の<u>3</u>第2項の規定に基づく算定方法

改正後	現行
に関して、募集又は私募に係る有価証券の投資者が、当該募集又は私募を開始する日前１年以内に、同一の発行者により発行された当該有価証券と同一の種類の有価証券を取得していないか（取得している場合にその具体的な取得価額を確認できる場合についてはその額）について適切な方法により確認しているか。 V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） V－２ 業務の適切性（第二種金融商品取引業） V－２－３ みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性 （１） （略） （２）（１）以外の場合 ①～③ （略） ④ 金商業等府令第 16 条の<u>3</u>第２項各号に掲げる事項が有価証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。 ⑤～⑦ （略） V－２－４ <u>電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</u> V－２－４－１ <u>電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考え方</u> <u>電子募集業務（金商法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する電子募集業務をいう。以下同じ。）又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者については、インターネット上の情報が投資者の投</u>	に関して、募集又は私募に係る有価証券の投資者が、当該募集又は私募を開始する日前１年以内に、同一の発行者により発行された当該有価証券と同一の種類の有価証券を取得していないか（取得している場合にその具体的な取得価額を確認できる場合についてはその額）について適切な方法により確認しているか。 V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） V－２ 業務の適切性（第二種金融商品取引業） V－２－３ みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性 （１） （略） （２）（１）以外の場合 ①～③ （略） ④ 金商業等府令第 16 条の<u>5</u>第２項各号に掲げる事項が有価証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。 ⑤～⑦ （略） V－２－４ 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性 V－２－４－１ 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考え方 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者については、インターネット上の情報が投資者の投資判断に影響を及ぼすことが想定されることから、投資者保護の観点からインターネットを通じ

改正後	現行
資判断に影響を及ぼすことが想定されることから、投資者保護の観点からインターネットを通じて適切な情報提供を行うことが求められる。当該業者に対しては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。 V-2-4-2 <u>電子募集業務又は電子募集取扱業務の適切性</u> <u>金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（金商法施行令第15条の4の2第2項で定めるものを除く。）を行う場合には、当該行為は電子募集業務に該当する。</u> <u>また、金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。</u> <u>電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</u> V-2-4-2-1 法令等遵守態勢 <u>電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者</u>	て適切な情報提供を行うことが求められる。当該業者に対しては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。 V-2-4-2 電子募集取扱業務の適切性 金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。 V-2-4-2-1 法令等遵守態勢 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者のコンプライアンス

改正後	現行
のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ－２－１における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。 V－２－４－２－２ 勧誘・説明態勢 <u>電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者は、組合契約等の概要や、ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、投資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。</u> V－２－４－２－３ 投資者保護のための情報提供 <u>電子募集業務又は電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第146条の2第3項に規定する事項を、電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページで投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</u>	ス態勢については、基本的にはⅢ－２－１における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。 V－２－４－２－２ 勧誘・説明態勢 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者は、組合契約等の概要や、ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、投資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。 V－２－４－２－３ 投資者保護のための情報提供 <u>電子募集取扱業務を行うにあたっては、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項について、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページで投資者が閲覧することができる状態に置くことが必要とされている。このため、電子募集取扱業務については、以下の点に留意する。</u> <u>(1) 商号等の表示</u> <u>電子募集取扱業務を行うにあたって、金商法第36条の2第1項の規定により同項の標識に表示されるべき事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。また、第二種少額電子募集取扱業者(金商法第29条の4の3第2項に規定する第二種</u>

改正後	現行
①・② （略） ③ 当該事項をホームページに掲載する際には、<u>電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う期間中、投資者が容易に当該事項を記載した箇所にアクセスできるような表示がなされているか。</u> V－2－4－3 <u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等の適切性</u> <u>電子申込型電子募集業務等（金商業等府令第 70 条の 2 第 3 項に規定する電子申込型電子募集業務等をいう。以下同じ。）又は電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者については、発行者の事業計画に対する適切な審査及びインターネットを通じた適切な情報提供のための体制整備、並びにインターネットを通じた発行者や金融商品取引業者自身に関する情報の提供が義務付けられている。電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等の適切性に関しては、V－2－4－2 のほ</u>	<u>少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）にあっては金商法第 29 条の 4 の 3 第 3 項に規定する事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。</u> <u>（2）投資者の判断に重要な影響を与える事項の表示</u> <u>電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第 146 条の 2 第 3 項に規定する事項をホームページで投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</u> ①・② （略） ③ 当該事項をホームページに掲載する際には、電子募集取扱業務を行う期間中、投資者が容易に当該事項を記載した箇所にアクセスできるような表示がなされているか。 V－2－4－3 <u>電子申込型電子募集取扱業務等の適切性</u> 電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者については、発行者の事業計画に対する適切な審査及びインターネットを通じた適切な情報提供のための体制整備、並びにインターネットを通じた発行者や金融商品取引業者自身に関する情報の提供が義務付けられている。電子申込型電子募集取扱業務等の適切性に関しては、V－2－4－2 のほか、以下の点に留意して検証することとする。

改正後	現行
か、以下の点に留意して検証することとする。 V－2－4－3－1 業務管理体制 (1) 発行者の事業計画等に係る適切な審査 金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか(注)。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。さらに、事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されていること、及び、当該事業計画や発行者の財務状況に照らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる体制が整備されているか。 加えて、<u>電子申込型電子募集業務等又は親子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合にあっては、審査において、外部の有識者（過去 10 年以内に、当該審査を行う金融商品取引業者及びその親子法人等の役職員であつた者を除く。）が関与することとなっている等、顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置がとられているか。</u> <u>(注) 実質的な審査には、貸付事業等権利（法第 29 条の 2 第 1 項 10 号に規定する貸付事業等権利をいう。）に係る審査を行う場合であつて、ファンドの目的、資金使途、スキーム等を勘案し、当該ファンドが出資対象事業（同号に規定する出資対象事業をいう。）に係る貸付先又は貸付債権の債務者（V－2－4－3－1 において「貸付先等」という。）以外の者に対する資金供給を</u>	V－2－4－3－1 業務管理体制 (1) 発行者の事業計画等に係る適切な審査 金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。さらに、事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されていること、及び、当該事業計画や発行者の財務状況に照らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる体制が整備されているか。

改正後	現行
<u>目的とするファンドと認められる場合における、これらの貸付先等以外の者に関する審査も含まれる。</u> (2) 目標募集額の設定及び応募額の取扱いに関する留意点 ① 金商業等府令第70条の2第2項第3号に規定する「目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法」について、投資者に誤解を生じさせることのないように、わかりやすく明示することとしているか。例えば以下のような点に留意して検証することとする。 イ・ロ (略) ② 目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いる場合において、例えば、応募額が目標募集額に到達した段階で応募代金の振込先口座を通知するなど、金商業等府令第70条の2第2項第4号に規定する「目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金（これに類するものを含む。第6号及び第83条第1項第6号二において同じ。）の払込みを受けることがないことを確保するための措置」がとられているか。 (3) 申込みの撤回等に関する留意点 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、申込撤回期間において、相手方が申込みの撤回等を行うことができることを確認するための措置がとられているか。 上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例え	(2) 目標募集額の設定及び応募額の取扱いに関する留意点 ① 金商業等府令第70条の2第2項第4号に規定する「目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法」について、投資者に誤解を生じさせることのないように、わかりやすく明示することとしているか。例えば以下のような点に留意して検証することとする。 イ・ロ (略) ② 目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いる場合において、例えば、応募額が目標募集額に到達した段階で応募代金の振込先口座を通知するなど、金商業等府令第70条の2第2項第5号に規定する「目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金（これに類するものを含む。第7号及び第83条第1項第6号二において同じ。）の払込みを受けることがないことを確保するための措置」がとられているか。 (3) 申込みの撤回等に関する留意点 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、申込撤回期間において、相手方が申込みの撤回等を行うことができることを確認するための措置がとられているか。 上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例え

改正後	現行
ば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。 ① 申込撤回期間内は申込者が無条件で申込みの撤回等を行えることとなっているか。例えば、申込みの撤回等があった場合において、<u>電子申込型電子募集業務等若しくは電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者又は発行者が、その申込みの撤回等に伴う違約金（損害賠償、手数料等の名目の如何を問わない。）の支払を請求することができることになっていないか。</u> ② （略） （４）事業の状況についての情報提供の確保 発行者の事業の状況についての情報を、発行者が顧客に対して定期的に提供できることを確認するための措置がとられているか（例えば、<u>電子申込型電子募集業務等を行う金融商品取引業者自身が、発行者として自らのホームページ又は電子メールによる送付を通じて投資者に対する開示を行う方法や発行者の事業に係る報告書等を電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者が受領し、当該金融商品取引業者のホームページ又は電子メールによる送付を通じて投資者に対する開示を行う方法が考えられる。）。</u> V－２－４－４ 第二種少額電子募集取扱業務の適切性 第二種少額電子募集取扱業務（金商法第 29 条の 4 の 3 <u>第 3 項</u>に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（金商法第 29 条の 4 の 3 <u>第 3</u>	ば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。 ① 申込撤回期間内は申込者が無条件で申込みの撤回等を行えることとなっているか。例えば、申込みの撤回等があった場合において、電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者又は発行者が、その申込みの撤回等に伴う違約金（損害賠償、手数料等の名目の如何を問わない。）の支払を請求することができることになっていないか。 ② （略） （４）事業の状況についての情報提供の確保 発行者の事業の状況についての情報を、発行者が顧客に対して定期的に提供できることを確認するための措置がとられているか（例えば、発行者の事業に係る報告書等を電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者が受領し、当該金融商品取引業者のホームページ又は電子メールによる送付を通じて投資者に対する開示を行う方法が考えられる。）。 V－２－４－４ 第二種少額電子募集取扱業務の適切性 第二種少額電子募集取扱業務（金商法第 29 条の 4 の 3 <u>第 4 項</u>に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（金商法第 29 条の 4 の 3 <u>第 4</u>

改正後	現行
項に規定する有価証券をいう。V-2-4-4において同じ。)の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第二種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第二種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、V-2-4-2及びV-2-4-3に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。 V-2-4-4-1 勧誘・説明態勢 (1) 着眼点 第二種少額電子募集取扱業者(金商法第29条の4の3第2項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。)の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘(例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。)を行うことはできない。従って、第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第29条の4の3の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。 (2) (略) V-2-4-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意	項に規定する有価証券をいう。V-2-4-4において同じ。)の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第二種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第二種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、V-2-4-2及びV-2-4-3に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。 V-2-4-4-1 勧誘・説明態勢 (1) 着眼点 第二種少額電子募集取扱業者の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘(例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。)を行うことはできない。従って、第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第29条の4の3の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。 (2) (略) V-2-4-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意

改正後	現行
点 (1) 基本的留意事項 第二種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券（第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。（2）及び（3）において同じ。）の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者（特定投資家を除く。（2）及び（3）において同じ。）が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。 上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。 ① 金商業等府令第16条の<u>2</u>第1項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第2条第8項第7号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか（発行している場合にはその具体的な発行価額）について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。 ② 金商業等府令第16条の<u>2</u>第2項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の投資者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に、同一の発行者により	点 (1) 基本的留意事項 第二種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券（第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。（2）及び（3）において同じ。）の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者（特定投資家を除く。（2）及び（3）において同じ。）が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。 上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。 ① 金商業等府令第16条の<u>3</u>第1項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第2条第8項第7号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか（発行している場合にはその具体的な発行価額）について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。 ② 金商業等府令第16条の<u>3</u>第2項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の投資者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に、同一の発行者により

改正後	現行
発行された当該有価証券と同一の種類の有価証券を取得していないか（取得している場合にその具体的な取得価額を確認できる場合についてはその額）について適切な方法により確認しているか。	発行された当該有価証券と同一の種類の有価証券を取得していないか（取得している場合にその具体的な取得価額を確認できる場合についてはその額）について適切な方法により確認しているか。
V－2－5 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性 （１）電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者については、電子記録移転有価証券表示権利等の設計の自由度の高さやその流通性に鑑みて、投資者保護の観点から適切に態勢整備を行うことが求められる。当該業者に対しては、V－2－1又はV－2－3に加え、IV－3－6を準用して監督するものとする。 （注）金融商品取引業者が<u>電子募集業務又は電子募集取扱業務</u>を行う場合にあっては、V－2－4もあわせて参照する。 （２）（略）	V－2－5 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性 （１）電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者については、電子記録移転有価証券表示権利等の設計の自由度の高さやその流通性に鑑みて、投資者保護の観点から適切に態勢整備を行うことが求められる。当該業者に対しては、V－2－1又はV－2－3に加え、IV－3－6を準用して監督するものとする。 （注）金融商品取引業者が電子募集取扱業務を行う場合にあっては、V－2－4もあわせて参照する。 （２）（略）
V－3－4 <u>電子募集業務又は電子募集取扱業務</u>に関する帳簿書類関係 （略）	V－3－4 電子募集取扱業務に関する帳簿書類関係 （略）
VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関） VII－1 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、III－2（<u>III－2－3</u>	VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関） VII－1 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、III－2（<u>III－2－3</u>

改正後	現行
<u>2-4 (2)</u>、Ⅲ-2-6 (1) ③及び⑤、Ⅲ-2-8 (3)、Ⅲ-2-9並びにⅢ-2-15を除く。)、Ⅳ-1-3、Ⅳ-3-1 (Ⅳ-3-1-2 (1)、Ⅳ-3-1-4 (6) 及びⅣ-3-1-5を除く。)、Ⅳ-3-2-3 (4)、Ⅳ-3-3 (Ⅳ-3-3-1 (1)、(2) 及び(4)、Ⅳ-3-3-2 (4) ③から⑧まで、Ⅳ-3-3-4 (1) 及び(2) 並びにⅣ-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。)、Ⅳ-3-5 (Ⅳ-3-5-4を除く。)、Ⅳ-3-6、Ⅴ-2-4 (Ⅴ-2-4-4を除く。)、Ⅴ-2-5、Ⅵ-2 (Ⅵ-2-2-1 (1) ⑦から⑨まで及びⅥ-2-2-5 (2) (3) を除く。) 及びⅦ-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ-3-1-2 (6) ③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。	<u>-4 (2)</u>、Ⅲ-2-6 (1) ③及び⑤、Ⅲ-2-8 (3)、Ⅲ-2-9並びにⅢ-2-15を除く。)、Ⅳ-1-3、Ⅳ-3-1 (Ⅳ-3-1-2 (1)、Ⅳ-3-1-4 (6) 及びⅣ-3-1-5を除く。)、Ⅳ-3-2-3 (4)、Ⅳ-3-3 (Ⅳ-3-3-1 (1)、(2) 及び(4)、Ⅳ-3-3-2 (4) ③から⑧まで、Ⅳ-3-3-4 (1) 及び(2) 並びにⅣ-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。)、Ⅳ-3-5 (Ⅳ-3-5-4を除く。)、Ⅳ-3-6、Ⅴ-2-4 (Ⅴ-2-4-4を除く。)、Ⅴ-2-5、Ⅵ-2 (Ⅵ-2-2-1 (1) ⑦から⑨まで及びⅥ-2-2-5 (2) (3) を除く。) 及びⅦ-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ-3-1-2 (6) ③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。
IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等） IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性 適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者（適格機関投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業者（特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、Ⅲ-2 (<u>Ⅲ-2-3</u> <u>2-1</u>、Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3、Ⅲ-2-7からⅢ-	IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等） IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性 適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者（適格機関投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業者（特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、Ⅲ-2 (<u>Ⅲ-2-3</u> <u>-1</u>、Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3、Ⅲ-2-7からⅢ-2

改正後	現行
2-10まで及びⅢ-2-12を除く。)、Ⅲ-3-3、Ⅴ-2-1-1、Ⅴ-2-6 ((5)を除く。)並びにⅥ-2-5からⅥ-2-7までの各規定に準ずるほか、以下の点にも留意して検証することとする。 Ⅺ. 監督上の評価項目と諸手続(証券金融会社) Ⅺ-2 業務の適切性(証券金融会社) 証券金融会社の業務の適切性については、Ⅲ-2(Ⅲ-2-3-2-1、Ⅲ-2-3-2-3、Ⅲ-2-3-2-4、Ⅲ-2-4(2)①及び②並びにⅢ-2-15を除く。)、Ⅳ-3-1-6及びⅣ-3-1-7に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令(以下「金融会社府令」という。)第3条の5第1項に規定する事業報告書「3 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。 (1)・(2) (略)	2-10まで及びⅢ-2-12を除く。)、Ⅲ-3-3、Ⅴ-2-1-1、Ⅴ-2-6 ((5)を除く。)並びにⅥ-2-5からⅥ-2-7までの各規定に準ずるほか、以下の点にも留意して検証することとする。 Ⅺ. 監督上の評価項目と諸手続(証券金融会社) Ⅺ-2 業務の適切性(証券金融会社) 証券金融会社の業務の適切性については、Ⅲ-2(Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-3-3、Ⅲ-2-3-4、Ⅲ-2-4(2)①及び②並びにⅢ-2-15を除く。)、Ⅳ-3-1-6及びⅣ-3-1-7に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令(以下「金融会社府令」という。)第3条の5第1項に規定する事業報告書「3 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。 (1)・(2) (略)